



島根県報

令和元年9月27日（金）

号外第48号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則及び島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の（税 務 課） 2
設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規
則の一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則及び島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

- (1) 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律等の施行に伴う規定及び様式の整備
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

令和元年10月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については公布の日から、1の(1)の一部については令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則及び島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第36号

島根県県税条例施行規則及び島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

（島根県県税条例施行規則の一部改正）

第 1 条 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第10条」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第8条」に改め、同条第3項中「地方法人特別税（地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条の地方法人特別税）」を「特別法人事業税（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第1条の特別法人事業税）」に改める。

第30条第1項中「及び地方法人特別税」を「及び特別法人事業税」に、「県税・地方法人特別税の納税等の証明書交付申請書（一般用）」を「島根県税の納税等の証明書交付申請書（一般用）」に改め、同条第2項中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第31条中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第36条の表中「法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正（決定）通知書」を「法人の県民税・事業税・特別法人事業税更正（決定）通知書」に改める。

第37条の見出し中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同条中「及び地方法人特別税」を「及び特別法人事業税」に、「法人の事業税・地方法人特別税の申告期限延長承認（申請却下）通知書」を「法人の事業税・特別法人事業税の申告期限延長承認（申請却下）通知書」に改める。

第38条中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に、「第72条の33第2項」を「第72条の31第2項」に改める。

第38条の2中「及び第16項」を削る。

第40条の見出し及び同条の表以外の部分中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同条の表第1号中「法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正（決定）通知書」を「法人の県民税・事業税・特別法人事業税更正（決定）通知書」に改める。

第80条第2項及び第3項中「第47条第1項第1号イ(エ)」を「附則第19項第1号エ」に改める。

附則第11項（見出しを含む。）中「附則第24項」を「附則第25項」に改める。

第10号様式表面備考2中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第28号様式その1裏面中「法人の事業税及び地方法人特別税は、」を「特別法人事業税及び地方法人特別税は、法人の事業税との」に改め、「・法人の事業税」の次に「・特別法人事業税」を加える。

第59号様式中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第67号様式その2中「・地方法人特別税の現在額は」を「等の現在額は」に、

「
特別税の現在額
をした県税・地方法人
交付要求（参加差押）」
を
「
をした県税等の現在額
交付要求（参加差押）」
」

に改める。

第68号様式その1を次のように改める。

第68号様式その1 (第30条関係)

(表)

収入証紙

島根県税の納税等の証明書交付申請書 (一般用)

※太枠内を御記入ください。また、注意事項を裏面に記載しておりますので、必ず御確認ください。

県民センター所長 様	年 月 日	番号	
申請者 (窓口に来られた方) ※公的証明書で申請者の御本人確認をします。	住所 (所在地) ふりがな 氏 名 (法人名及び代表者氏名)		
		(印)	
		(電話)
代理人の方 (御家族、従業員の方も含む) が来所される場合には、下欄を御記入いただくか、別途要件を満たした委任状を御提出ください。			
委任者 (納税義務者) ※委任者が個人の場合、必ず御本人が自署押印してください。	私は、上記申請者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。 年 月 日 住所 (所在地) ふりがな 氏 名 (法人名及び代表者氏名)		
		(印)	
		(電話)

次のとおり証明書の交付を申請します。

(該当する番号に○印を記入してください。)

1 証明書の使用目的

番号	使用目的	番号	使用目的	手数料
1	県が行う入札の参加資格審査申請のため(一般競争入札に参加する場合も含む。)	6	建設業の許可申請(新規・更新等)又は建設業の決算変更届提出のため	必 要 島根県収入証紙(証明書1枚につき420円)をあらかじめ御用意ください。(購入方法裏面参照)
2	県が行う融資を受けるため	7	公益法人の事業報告等のため	
3	県以外の融資を受けるため	8	酒類販売業免許等の申請のため	
4	補助金等の交付申請のため	9	自動車の所有権解除・売買等のため	
5	担保権の設定のため	10	その他()	
11	県との随意契約に係る見積書の提出のため	12	鉱区税の申請・出願等のため (登録番号 試・採・砂 第 号) (申請種別: 試掘権延長・採掘権転願・採掘出願地の増減)	不 要

2 証明事項及び必要枚数

番号	証明を受けようとする事項	必要とする枚数
1	全税目について、未納の徴収金がないこと	枚
2	滞納処分を受けたことがないこと(過去 年間)	枚
3	法人の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の税額 (事業年度 年 月 日～ 年 月 日分)	枚
4	個人の事業税の税額(事業年度 年分)	枚
5	自動車税種別割(又は令和元年度以前の年度分の旧自動車税)の税額 (年度分/登録番号)	枚
6	その他()	枚

県処理欄	申請者の確認		確認方法	領収証番号	証紙貼付委託額	取扱者	確認者	貼付額	過不足額	貼付年月日	受託者
	<input type="checkbox"/> 窓口	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 行政書士証票 <input type="checkbox"/> その他()			円			円	円	
<input type="checkbox"/> 郵送	—	—	—					円	円		

(裏)

1 申請に際しての注意事項

- (1) 窓口に来所の際に、申請者御本人であることを確認させていただきます。御本人であることを確認できる公的証明書(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。(本人の申請、代理人の申請にかかわらず、窓口に来所された申請者の方が対象です。)
- (2) 法人が申請者又は委任者となる場合は所在地、法人名及び代表者氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- (3) 代理人(御家族、従業員の方を含む。)の方が来所される場合には、納税義務者御本人からの委任状が必要となります。表面の委任者欄を御利用いただくか、別途要件を満たした委任状などを御提出ください。委任者が個人の場合は、必ず御本人が自署押印してください。
- (4) 使用目的が1～10の場合には、手数料が必要です。島根県収入証紙(証明書1枚につき420円)をあらかじめ御用意ください。
＜島根県収入証紙の販売所＞
・山陰合同銀行 ・島根銀行 (*販売所によっては、取扱いのない券種もあります。)
上記以外の販売所及び島根県収入証紙の購入ができない場合の手数料の納付方法については、島根県総務部税務課ホームページを御覧いただくか、各県民センター又は県民センター各事務所の納税窓口にお尋ねください。
- (5) 証明を必要とする事項については、必ず提出先に必要な証明の内容を御確認ください。
- (6) 納税証明書を郵送で請求される場合の方法その他不明な点については、島根県税務課ホームページを御覧いただくか、各県民センター又は県民センター各事務所の納税窓口にお尋ねください。

2 証明内容に関する注意事項

- (1) 本申請書において、「島根県税」には、島根県において賦課徴収を行う国税及び市町村税(特別法人事業税等)を含み、国及び市町村において賦課徴収を行う県税(個人県民税等)を除きます。
- (2) 下記の事項については証明できません。
 - ア 自動車税種別割(又は令和元年度以前の年度分の旧自動車税)以外の証紙徴収による徴収金(滞納処分を受けたことがないことの証明を除く。)
 - イ 申請する日の3年前の日の属する会計年度が開始した日前に法定納期限が到来した徴収金(申請時において未納がある場合を除く。)

第71号様式その3を削る。

第89号様式その1表面中「法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正（決定）通知書」を「法人の県民税・事業税・

「

地方法人特別税	合 計 地 方 法 人 特 別 税 額
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額
	既 納 付 確 定 地 方 法 人 特 別 税 額
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額
納 付 す べ き 地 方 法 人 特 別 税 額	

特別法人事業税更正（決定）通知書」に、

を

」

「

特別法人事業税	合 計 特 別 法 人 事 業 税 額
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額
	既 納 付 確 定 特 別 法 人 事 業 税 額
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 の 控 除 額
	納 付 す べ き 特 別 法 人 事 業 税 額

に改め、「（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条

」

の規定により、法人の事業税の例により地方法人特別税の賦課徴収を行う場合を含む。）」を削り、同様式裏面中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第89号様式その2表面中「法人の県民税・事業税・地方法人特別税更正（決定）通知書」を「法人の県民税・事業税・

「

地方法人特別税	合 計 地 方 法 人 特 別 税 額
	既 納 付 確 定 地 方 法 人 特 別 税 額
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額
	納 付 す べ き 地 方 法 人 特 別 税 額

特別法人事業税更正（決定）通知書」に、

を

」

「

特別法人事業税	合 計 特 別 法 人 事 業 税 額
	既 納 付 確 定 特 別 法 人 事 業 税 額
	租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 の 控 除 額
	納 付 す べ き 特 別 法 人 事 業 税 額

に改め、「（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条

」

の規定により、法人の事業税の例により地方法人特別税の賦課徴収を行う場合を含む。）」を削り、同様式裏面中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第91号様式中「法人の事業税・地方法人特別税の申告期限延長承認通知書（申請却下）」を

「法人の事業税・特別法人事業税の申告期限延長承認通知書（申請却下）」に改める。

（島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち島根県県税条例施行規則第2章第7節中第76条の6の前に5条を加える改正規定（同規則第76条の4第

1 項に係る部分に限る。) 中「第442条第3号に規定する軽自動車等に係る軽自動車税の種別割について減免を受けている」を「第443条第1項に規定する軽自動車税の種別割について減免を受けている」に、「第442条第3号に規定する軽自動車等に係る軽自動車税の種別割について減免を受けた」を「第443条第1項に規定する軽自動車税の種別割若しくは環境性能割について減免を受けた」に改める。

第1条のうち島根県県税条例施行規則第80条第1項の改正規定中「第442条の2」を「第442条の2に規定する軽自動車等に係る」に、「第442条第3号」を「第443条第1項に規定する」に改め、同条第3項の改正規定中「附則第18項第1号」を「附則第20項第1号」に改める。

附則第5項を附則第7項とし、附則第4項の次に次の2項を加える。

5 第1条の規定による改正後の島根県県税条例施行規則(次項において「新県税条例施行規則」という。)第76条の4第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「種別割又は法第443条第1項に規定する軽自動車税の種別割若しくは環境性能割について減免を受けた自動車を所有しているとき(法第147条第1項又は法第444条第1項の適用があるときを含む。)

は」とあるのは、「種別割、法第443条第1項に規定する軽自動車税の種別割若しくは環境性能割、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「旧法」という。)第113条第1項に規定する自動車取得税、旧法第145条第1項に規定する自動車税又は旧法第442条の2第1項に規定する軽自動車税について減免を受けた自動車を所有しているとき(法第147条第1項、法第444条第1項、旧法第114条第1項、旧法第145条第2項又は旧法第442条の2第2項の適用があるときを含む。)

は」とする。

6 新県税条例施行規則第80条第1項の規定の適用については、令和元年度分に限り、同項中「法第443条第1項に規定する軽自動車税の種別割」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「旧法」という。)第145条第1項に規定する自動車税又は旧法第442条の2第1項に規定する軽自動車税」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から、第1条中第38条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の島根県県税条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(特別法人事業税及び地方法人特別税に関する経過措置)

5 新規則の規定中特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)に規定する地方法人特別税については、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

6 第1条の規定による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。